

## 埼玉県消費生活相談員人材バンク設置要領

### (目的)

第1条 この要領は、埼玉県内の消費生活相談体制の強化を図るため、「埼玉県消費生活相談員人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を埼玉県消費生活支援センターに設置し、消費生活相談員の採用を希望する市町村と消費生活相談員として就業を希望する者との仲介を行うこと等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録対象者)

第2条 人材バンクに登録できる者は、埼玉県内の消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）に就職を希望する者で次の各号のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3に定める消費生活相談員の資格
- (2) 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
- (3) 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格
- (4) 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

### (登録手続き)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、埼玉県消費生活相談員人材バンク登録申請書（様式1）に必要事項を記載し、埼玉県消費生活支援センター所長（以下「県消費生活支援センター所長」という）に電子メール又は郵送で提出するものとする。

- 2 県消費生活支援センター所長は、前項の申請書に基づき、人材バンクへの登録を行う。人材バンクへの登録は、埼玉県消費生活相談員人材バンク登録者リスト（様式2）に記載することにより行い、登録後は登録申請者に埼玉県消費生活相談員人材バンクへの登録済通知書（様式3）を通知するものとする。

### (登録情報の変更)

第4条 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、登録申請書に記載した情報に変更が生じた場合は、埼玉県消費生活相談員人材バンク登録変更届（様式4）を県消費生活支援センター所長に電子メール又は郵送で提出するものとする。

- 2 県消費生活支援センター所長は、前項の届出を受理したときは、その内容を確認した上で、情報の更新を行うものとする。

### (登録情報の削除)

第5条 登録者は、人材バンクへの登録を希望しなくなった場合は、埼玉県消費生活相談員人材バンク登録辞退届（様式5）を県消費生活支援センター所長に電子メール又は郵送で提出するものとする。

- 2 県消費生活支援センター所長は、前項の届出を受理したときは、人材バンクから当該登録者の情報を削除しなければならない。

### (人材バンクの活用方法等)

第6条 県消費生活支援センター所長は、人材バンクに登録された勤務希望地に該当する市町村の消費生活センターの長に対し、登録者が当該市町村での勤務を希望している旨を電子メールで連絡するものとする。

- 2 消費生活相談員の採用を目的として登録情報の提供を受けようとする市町村の消費生活センターの長は、前項の連絡があったときは、埼玉県消費生活相談員人材バンク情報提供依頼書（様式6）を県消費生活支援センター所長に電子メールで提出するものとする。
- 3 県消費生活支援センター所長は、第2項の依頼書の提出があったときは、依頼者に対し、回答書（様式7）を電子メールで送付するものとする。
- 4 消費生活センターの長は、第3項の回答に基づき、消費生活相談員の採用手続きを行うものとする。

5 消費生活センターの長は、人材バンクを活用して登録者を消費生活相談員として採用したときは、速やかに埼玉県消費生活相談員人材バンク採用結果報告書（様式8）を県消費生活支援センター所長に電子メールで提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第7条 県消費生活支援センター所長及び消費生活支援センターの長は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところにより、登録者の個人情報を適正に管理するものとする。

（登録情報の確認等）

第8条 県消費生活支援センター所長は、必要に応じ、登録者に対し登録情報の確認を行うことができる。

2 県消費生活支援センター所長は、登録者について、その登録情報に虚偽の記載があった場合、又は消費生活相談員としてふさわしくないと認められる行為があった場合には、登録者の登録を取り消すことができる。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、県消費生活支援センター所長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年11月9日から施行する。